

議案第75号

宇治市印鑑条例の一部を改正する条例を制定するについて

宇治市印鑑条例の一部を、次のとおり改正するものとする。

令和3年11月30日提出

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第 号

宇治市印鑑条例の一部を改正する条例

宇治市印鑑条例（昭和54年宇治市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第16条の次に次の1条を加える。

（電子情報処理組織による印鑑登録証明書の交付申請）

第16条の2 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、電子情報処理組織（市長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と当該印鑑登録者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して印鑑登録証明書の交付を申請することができる。

2 前項の規定による申請をする者は、市長が指定する電子計算機に備えられたファイルに印鑑登録原票との照合に必要があると認める事項を当該申請をする者の使用に係る電子計算機から入力し、当該入力した事項についての情報に電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。）を行い、当該電子署名に係る電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書をいう。）と併せてこれを送信しなければならない。

第17条各号列記以外の部分中「、次」を「、次の各号」に改め、同条第1号中「とき」を「とき（第16条の規定による申請をする場合に限る。）」に改め、同条第4号中「、またはき損して」を「、又は毀損して」に改め、同条第5号中「その他市長が不適當」を「前各号に掲げるもののほか、市長が適當でない」に改める。

附 則

この条例は、令和4年1月4日から施行する。

(提案理由)

オンラインによる印鑑登録証明書の交付申請を可能とするため、  
所要の改正を行うものであります。